

# ■ 景観形成チェックリスト（大規模行為）

※ 基準を適用する区域を   で表示

項目	景観形成基準	景観区域								配慮事項		
		大和青垣景観区域	自然景観区域	平地の里景観区域	山間の里景観区域	都心景観区域	市街地景観区域	西北部住宅地景観区域	歴史的な風土景観区域			
共通	1	景観区域・景観軸の景観形成方針に基づいた計画・設計を行い、周辺景観との調和に配慮すること。								景観形成方針に基づいた計画を行い、周辺景観と調和させています。		
	2	『奈良市眺望景観保全活用計画』に定める「重点眺望景観」を阻害しない配置・規模、形態・意匠とすること。								重点眺望景観を阻害しない配置・規模、形態・意匠としています。		
建築物の建築等	配置・規模	3	威圧感・圧迫感の軽減や道路等からの見え方、町並みやスカイラインの連続性の確保等に配慮した配置・規模とすること。								雁行配置により圧迫感を軽減し、周辺の建築物と高さを揃えています。	
		4	現在の地形を活かした配置とし、大幅な地形の変更を避けること。								現在の地形を活かした配置にしています。	
		5	農地の広がり感を阻害しないこと。									
		形態・意匠	6	長大な壁面となる場合は、適度な凹凸や色彩の濃淡による壁面の分節化などにより、圧迫感の軽減および単調な壁面とならない措置を講ずること。								適度な色彩の濃淡により壁面の分節化を行っています。
			7	周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。								主張を抑えた外観とし、周辺景観との連続性に配慮しています。
	8		奈良らしい伝統的なデザインをモチーフに取り入れた形態・意匠とすること。								エントランス窓に木の格子を取り入れました。	
	9		道路に面する屋根は、勾配屋根を用いるなど、地域特性を生かした形状とすること。								切妻の勾配屋根を用いています。	
	10		道路に面する開口部は、周辺景観に対して突出感・違和感を与えない形態・意匠とすること。								周辺の町並み景観と調和した開口部デザインとしています。	
	11		屋上設備や塔屋は、ルーバーによる覆い措置や壁面の立ち上げによる突出感の軽減など、道路等からの見え方に配慮すること。								屋上設備については、目隠しルーバーにより覆うことで道路からの見え方に配慮しています。	
	12		配管やダクト類等の壁面設備や室外機等は、道路等に露出して設置しないこと。やむを得ない場合は、外壁面と同色仕上げや緑化による遮蔽などの措置を講ずること。								室外機は道路から見えにくい配置とし、道路側の配管・ダクトは外壁面と同色仕上げとしています。	
	13		道路に面するバルコニーは、建築物と一体的な意匠とし、道路等から洗濯物や設備等が直接見えない措置を講ずること。								インナーバルコニーにすることで、建築物と一体的な意匠にするとともに、設備機器や洗濯物等が見えないようにしています。	
	14		道路に面する屋外階段は、建築物との一体化やルーバーによる覆いなどの措置を講ずること。								道路に面する屋外階段はルーバーで目隠しをしています。	
	15		屋根や外壁に太陽光発電設備を設置する場合は、建築物との一体化等により道路等からの見え方に配慮するとともに、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。								太陽光パネルは屋根面に密着させました。パネル及びフレームは低反射で、黒色かつ模様の目立たないものです。	
	色彩・材料		16	屋根や外壁その他これらに準ずる箇所の色彩は、別表1に示す色彩基準に適合すること。ただし、無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	基準1-①	基準1-①	基準1-②	基準1-②	基準1-③	基準1-④	基準1-④	屋根及び外壁の色彩は基準に適合させています。
			17	各面見付面積の20分の1未満については、アクセント色として別表1に示す色彩基準の範囲外の色彩を使用することができる。ただし、この場合、色数は3以下とし、高さ15mを超える部分には用いないこと。								アクセント色は用いません。
			18	多色の使用は避け、複数の色彩を使用する場合は、色相・明度・彩度の差を小さくし、色彩調和に配慮すること。また、同一敷地内の建築物相互の色彩調和にも配慮すること。								外壁に用いる2色は「2.5YR6.0/2.5」と「5.0YR5.0/3.0」とし、同一色相で明度差・彩度差は2以下としています。
			19	パターン柄等による過度な模様・配色は用いないこと。								2色は上下の塗分けのみとし、過度な模様・配色はありません。
			20	外壁に使用する主要な材料・仕上げは、光沢のないものとする。								外壁の材料・仕上げに光沢はありません。
	緑化・外構等	21	駐車場や駐輪場は、適切な位置に設け、オープンスペースは在来種等を用いて緑化することにより、道路等からの見え方や周辺の景観との連続性に配慮すること。								駐車場は道路から目立たない配置とし、道路側の駐輪場前面を緑化しています。	
		22	夜間照明は、光量や光源の向きなどが周辺に悪影響を与えないよう配慮すること。								屋外照明は敷地内のみを照らす計画とし、光量を抑えています。	

**記入例（西北部住宅地景観区域内の大規模行為の場合）**

補足：もし屋上設備や塔屋がない場合は「該当なし」と記入してください。  
 その他の項目も同様

# ■ 景観形成チェックリスト（大規模行為）

※ 基準を適用する区域を ■ で表示

項目	景観形成基準	景観区域								配慮事項
		大和青垣景観区域	自然景観区域	平地の里景観区域	山間の里景観区域	都心景観区域	市街地景観区域	西北部住宅地景観区域	歴史的な風土景観区域	
工作物の建設等	23 外観の色彩は、別表1に示す色彩基準に適合すること。 なお、高圧鉄塔・携帯基地局設備等は、それぞれ次のマンセル値を基準とすること。 ・高圧鉄塔・野立ての携帯基地局設備：5YR 2/1.5程度 ・屋上に設置する携帯基地局設備等：N4 ただし、安全上やむを得ない場合や無塗装、透明塗装、浸透性塗装による古色塗りされた自然素材を使用する場合は、この限りでない。	■	■	■	■	■	■	○	■	記入例（西北部住宅地景観区域内の大規模行為の場合） 工作物の色彩は基準に適合させています。
	24 地上に太陽光発電設備を設置する場合は、樹木の伐採は必要最小限とし、道路等から展望できる部分においては、緑化や格子・ルーバー等による修景を行うこと。また、太陽光パネル及びフレームは低反射で黒・濃灰・濃茶・濃紺の模様が目立たないものとする。	■	■	■	■	■	■	■	■	■
開発行為 土地の形質の変更等	25 地形の改変を必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせないこと。	■	■	■	■	■	■	■	■	開発による地形の改変は必要最小限とし、長大な擁壁・のり面を生じさせていません。
	26 擁壁は、周辺景観と調和した形態・材料を用いること。	■	■	■	■	■	■	■	■	擁壁は、自然石風の化粧ブロックを用いて修景し、周辺景観と調和させています。
	27 のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、在来種等を用いて緑化すること。	■	■	■	■	■	■	■	■	のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化しています。
	28 行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用すること。	■	■	■	■	■	■	■	■	既存の古木を保全し、外構デザインに活かしています。
	29 土石の採取等は整然と行い、必要に応じて緑化や塀の設置等により周辺景観と調和させること。	■	■	■	■	■	■	■	■	土石の採取等はいりません。
30 土石の採取等の跡地は、在来種等を用いて周辺の植生と調和した緑化を速やかに行うこと。	■	■	■	■	■	■	■	■	土石の採取等はいりません。	
物件の堆積	31 整然とした堆積を行い、位置や高さの工夫並びに緑化や塀・柵等による遮蔽・修景を行うこと。	■	■	■	■	■	■	■	■	該当なし
	32 緑化による遮蔽・修景にあたっては、在来種等を用いて周辺の植生との調和を図ること。	■	■	■	■	■	■	■	■	該当なし